

平成十二年十二月一日提出
質問第七二号

助産婦資格のない者の助産業務従事に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

助産婦資格のない者の助産業務従事に関する質問主意書

助産婦の資格がないにもかかわらず、無資格の看護助手等が、社団法人日本母性保護産婦人科医会（以下、日母と言う。）が経営に参与する「産科看護学院または産科看護研修学院（以下、看護学院と言う。）」で研修を受け、その後「産科（准）看護婦」「産科看護助手」等の名称で、助産業務に従事している事実がある。

このような無資格者の助産業務や医療への関与は、保健婦助産婦看護婦法の趣旨に反し、かつ医療ミスの発生の温床となる可能性が高いため、改善すべきとの趣旨で以下質問する。

- 一 これらの看護学院はどのような趣旨でどのような内容の研修を行っているのか、明らかにせよ。
- 二 全国にこのような看護学院は現在何ヶ所あるのか。都道府県別の名称、住所、代表者名、有給職員数、一年間の研修実施回数、研修時間数、研修担当講師の肩書きと氏名を明らかにせよ。
- 三 それぞれの看護学院の開校から直近までについて「看護婦」「助産婦」「保健婦」「准看護婦」「無資格者」別の入学者数または研修終了者数を明らかにせよ。

四 政府は、それらの研修修了者が医療機関でどのような就業形態で働いているか把握しているか明らかに

せよ。

五 無資格の看護助手がひとり当直するような実態があると聞く。政府はどのような実態を把握しているか。

六 無資格の看護助手が業務に従事中に、新生児の死亡事故を起こした例があると聞く。このような事故の実態を政府はどの程度把握しているか。直近十年間について答えよ。

七 無資格者等が助産業務にかかわることがあつてはならないと考えるが、看護学院ではこれまで無資格の研修終了者に修了証などを多数発行して、無資格者が助産業務に関与することをあたかも奨励するような素地を作ってしまった。この実態と、無資格者の助産業務への関与についての政府の見解を伺う。また、今後このような実態をなくすために、どのような指導を行う所存か明らかにせよ。

右質問する。